

[事案 30-152] 新契約無効請求

・平成 31 年 2 月 7 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 4 月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険（運用期間 15 年、一時払保険料 650 万円）について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 申込日には、募集人からは資産の状況の確認くらいしかされなかった。
- (2) 募集人から何か言われて、預金だと思って、書類にサインした、生命保険であることを聞いていたら絶対に契約していない。
- (3) 自分の知らないところで、保険料が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、商品パンフレット等を用いて 30 分程度説明を行い、商品の理解度や契約意思を確認した後に、設計書を用いて 20～30 分程度説明し、申立人に不明な点がないこと、契約の内容に間違いがないことを確認した。
- (2) 申立人は、申込時に、保険商品であることおよび解約時に元本割れをすることについて誤解していなかった。
- (3) 申立人は保険料の振替請求書を記入・自署押印し、募集人は、申立人の持参した通帳とともにこれを預かって、当社に送金処理を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申込時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が生命保険と預金を混同して契約したとは認められず、申立人に無断で保険料が保険会社に送金されたとも認められないが、申立人は預金の満期手続のために銀行に呼び出されて訪問した当日に本契約の申込みをしていたところ、高齢者である申立人が契約について熟慮する期間を設けるなど、保険会社側においてはより慎重な対応がなされた方が望ましかったことなどから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。